

趣 意 書

我が国は、経済社会が成長型から成熟型へと本格的に移行する中で、急速な人口減少・高齢化社会の進展、経済のグローバル化、高度情報化、地球規模での環境問題の深刻化等様々な社会問題に直面しているところであり、また、国民生活や経済活動において、生活圏の拡大、ライフスタイルの変化、国民の意識・価値観の多様化など時代の潮流の変化に早急かつ抜本的な対応を迫られております。

建築を取り巻く環境も、建築物の高度化・多様化、ストック社会の到来、建築技術の向上、建築物に係る事故・事件等による国民の安全意識の高まりなど大きく変化しているところでもあります。これまでも、その時代の社会経済情勢等の変化や要請に応じて、建築に関わる法制度の整備や改正等を図り、真に質の高い「建築」を目指して進められてまいりました。

昭和58年7月、建設業法第27条に基づく「建築施工管理技士」制度が施行され、建築工事の実施にあたり、施工計画及び施工図の作成並びに工程管理、品質管理、安全管理等に的確な技術が求められました。

平成11年11月には、個人住宅を除くほとんどの建築工事現場に、規模に応じて主任技術者ないしは監理技術者の配置が、義務づけられたところでもあります。また、平成20年11月からは、民間工事を含み公共性の高い建築工事現場では、監理技術者講習終了者である1級建築施工管理技士等の常駐が課せられるなど、建築技術者の高い技術力が求められており、更なる建築施工管理技術の向上を図ることが重要であります。

また、国、地方自治体等の発注工事の公共調達制度において、価格競争に加えて、総合評価落札方式における評価項目に、建築施工管理技士の継続教育(CPD)実績を活用する発注機関が増加しているところでもあります。

民間建築物を含む公共性の高い社会資本は、個性豊かな地域社会の形成や国民生活の実現及び安全の確保、環境の保全等に寄与するものであることから、今後も建築施工管理技士制度の厳格な執行が求められているところでもあります。

このような状況に鑑み、建築施工管理技術の向上と建築施工管理技士の社会的地位の確立を目的に、京都府に建築施工管理技士会を設立し、目的達成のために努力するものであります。会員各位におかれましては、この趣意にご賛同いただき、ご支援を賜りますようお願いいたします。

京都府建築施工管理技士会設立準備委員会
委員長 田 中 俊 介